

第 31 回

食料・農業・農村政策審議会

第 31 回  
食料・農業・農村政策審議会

日時：平成27年10月22日（木） 9：59～11：49

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会
2. 我が国の食料・農業・農村をめぐる現状等
3. 「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」の一部改正
4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

- |        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 資料 1   | 食料・農業・農村政策審議会委員名簿             |
| 資料 2   | 食料・農業・農村政策審議会関係法令等            |
| 資料 3   | 食料・農業・農村基本計画に基づく施策の最近の動き      |
| 資料 4   | 基本計画の周知・広報活動の報告               |
| 資料 5－1 | T P P 農林水産物市場アクセス交渉の結果        |
| 資料 5－2 | T P P 交渉 農林水産分野の大筋合意の概要（追加資料） |
| 資料 5－3 | 環太平洋パートナーシップ協定（T P P 協定）の概要   |
| 資料 5－4 | T P P における関税交渉の結果             |

資料5-5 農林水産大臣談話（10/6）

資料5-6 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針

資料5-7 TPP（環太平洋パートナーシップ）総合対策本部の設置について

資料5-8 農林水産省TPP対策本部の設置について

資料6 「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」の一部改正について

参考資料1 我が国の食料・農業・農村をめぐる現状

参考資料2 10月以降の農林水産省の体制について

参考資料3 平成28年度農林水産予算概算要求の概要について

参考資料4 平成28年度税制改正要望について

参考資料5 平成28年度組織・定員要求について

午前9時59分 開会

○政策課長 定刻より少々早いですが、大臣が参りましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙中にもかかわらずお集まりいただき、まことにありがとうございます。

7月5日に新たに委員の皆様が任命されてから、会長互選のための審議会を7月7日付で持ち回りにて開催させていただき、生源寺委員が会長として選出されております。また、9月2日に奥野委員が新たに委員に任命されております。

今回は、実際に皆様にお集まりいただいて開催する初めての会合となりますので、最初に私、大臣官房政策課の渡邊から委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。委員の皆様には、後ほど自己紹介を含めご発言いただく時間を設けたいと思っておりますので、ここでは五十音順にお名前だけご紹介させていただきます。

まず、安齋委員でございます。

お隣、伊藤雅俊委員でございます。

白井委員でございます。

奥野委員でございます。

近藤委員でございます。

里井委員でございます。

生源寺委員でございます。

武内委員でございます。

中嶋委員でございます。

藤井委員でございます。

松本委員でございます。

横田委員でございます。

なお、本日は伊藤順朗委員、小田切委員、香高委員、河野委員、小林委員、武見委員、三石委員、渡邊委員が所用によりご欠席となっております。

現時点での出席委員数は12名であり、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定による定足数7名、3分の1以上を満たしていることをご報告いたします。

なお、この会議は11時40分まで、その後、引き続き企画部会を開催する予定となっております。

また、本日の審議会は公開されております。

それでは、まず初めに森山大臣からご挨拶をいただきたいと思います。

大臣、よろしくお願いいたします。

○農林水産大臣 皆様、おはようございます。

このたびの内閣改造で農林水産大臣を拝命いたしました衆議院議員の森山裕でございます。よろしくお見知りおきをいただきますようお願い申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては大変ご多忙の中、食料・農業・農村政策審議会にご参集いただきましたこと、まず厚くお礼を申し上げます。

本年3月に閣議決定いたしました新たな食料・農業・農村基本計画の見直しに当たりましては、生源寺会長をはじめ委員の皆様にご多大なご議論をいただきました由、厚くお礼を申し上げます。

本審議会には7月以降、新たに7名の委員の方々にご参画いただいたと承知しております。留任いただいた委員の方々ともども、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

既にご承知のことと存じますが、先般の米国アトランタでの閣僚会合におきまして、TPP協定交渉が大筋合意されました。TPPについては、世界で最も安全で高品質と言える農林水産物を供給してきた日本の強みを活かして、攻めの農林水産業に変えるチャンスになるものだと考えております。

一方で、農林漁業者の中には、経営に及ぼす影響がどのようなものなのかといった懸念や不安があるのも事実であります。このため重要品目等について意欲ある農林漁業者が確実に再生産できるよう、さらに将来に向けて希望を持って経営に取り組めるように、農林水産業者の不安に寄り添って対策の検討を進めるようにとの総理のご指示を踏まえ、今後、関係者への丁寧な説明に努めるとともに、交渉で獲得した措置とあわせて、政府全体で責任をもって万全の国内対策を検討してまいりたいと考えております。

本日は、新たな基本計画に基づく主な施策の最近の動きや、TPP大筋合意内容等について事務局からご報告させていただくとともに、10月1日の農林水産省の組織再編に伴う部会の設置規定の見直しについてもご審議をいただきたく、お願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げて、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございます。

○政策課長 ありがとうございました。

森山大臣は、公務のためここで退席されます。

(農林水産大臣退席)

○政策課長 次に、生源寺会長からご挨拶をいただきたいと思います。なお、これからは生源寺会長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○生源寺審議会長 おはようございます。

今日はこういう形で参集しての最初の審議会ですので、ごく簡単にご挨拶を申し上げたいと思います。

今後この審議会あるいは部会、分科会等で、今、大臣のお話にあった点も含めてかなり具体的な政策・制度についてご議論いただくことになるかと思えます。かなり細部にわたった議論をする場合もあるかと思えますけれども、ぜひ基本的な目的あるいは上位の目的が何であるか、そこにどう貢献できるのか、そういう観点からのご議論をお願いしたいと思っております。それが大事だと思っております。

それから、後ほどTPPの大筋合意についての説明もあると伺っておりまして、多分この問題が典型だと思えますけれども、しっかりした農業を支えていくための政策が、ある意味、消費者である国民あるいは納税者である国民、この場合、企業も含めてということになるかと思えますけれども、そういった国民全体の間から見ると納得のいくものであることが非常に大事だと思えます。それが安定的な、あるいは持続的な政策・制度につながっていくと思っております。

偉そうなことを申し上げましたけれども、私自身そのことを肝に銘じて、今後、委員あるいは会長としての務めを果たしてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○政策課長 ありがとうございます。

カメラの方は、ここで一旦退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○生源寺審議会長 それでは、ここから議事に入りたいと思います。

まず、食料・農業・農村政策審議会令第5条第3項の規定によりますと、会長の職務を代理する委員について会長があらかじめ指名をすることになっております。

恐縮ですが、私からは武内委員を指名申し上げたいと考えておりますけれども、皆様がかがでしょうか。

(異議なし)

○生源寺審議会長 それでは武内委員、よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局から資料に基づいて説明をお願ひしたいと思います。

○政策課長 政策課長の渡邊でございます。

まず、資料2をごらんください。

当審議会の組織、議事の取り扱い等についてご説明させていただきます。

組織の構成及び審議事項の概要につきましては、資料2の10ページにあるとおりでございます。審議会や各部会は、法令で定められた事項について審議を行うこととされております。

各部会の所掌事項は、5ページにありますように、審議会決定において定められております。

また、8ページの食料・農業・農村政策審議会議事規則第9条に基づきまして、部会長は、必要があると認めるときは小委員会に付託して調査審議させることができることとされております。

続きまして議事の公開についてですが、同規則第3条第2項により、会議は公開とされております。ただし、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができることとされております。

また、同規則第4条により、議事録は一般の供覧に供するものとされております。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録にかえて議事要旨を一般の供覧に供するものとするすることができることとされております。

実際には、会議終了後、委員の皆様にご確認いただいた上で、農林水産省のホームページに掲載して公表させていただきますので、ご協力をお願ひいたします。

続きまして資料3「食料・農業・農村基本計画に基づく施策の最近の動き」についてご説明させていただきます。

現在、基本計画に基づきまして各種施策を進めておりますけれども、本日は、3月末の基本計画策定後に一定の進捗のあった施策の中から、幾つか簡単にご紹介いたします。

なお、別に参考資料1としまして「我が国の食料・農業・農村をめぐる現状」として、基本計画や計画に基づく各種施策についてまとめておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

それでは、資料3の1ページをごらんください。

農林水産物・食品の輸出促進の取り組みですが、昨年の農林水産物・食品の輸出実績は、過去最高であった平成25年から10%以上増加しております。過去最高を更新する6,117億円、下に赤字で書いてございますけれども、となっております。本年も1月から8月までの輸出額が前年同期比で約24%増となっております。平成32年の1兆円目標に向けて順調な伸びを示しております。

輸出につきましてはオールジャパンの体制で取り組んでおりますが、輸出の制約となる環境課題の解決につきましては、輸出環境課題レポートを作成し、課題を整理して優先順位をつけて対応しているところでございます。

2ページをお開きください。

輸出体制の強化に向けてですが、輸出戦略実行委員会のもと、本年5月までに牛肉、米、お茶などの7つの重点品目について品目別輸出団体を設立したところです。真ん中の青いところです。

3ページをごらんください。

FBI戦略に加え、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会までを視野に入れた日本食・食文化の魅力発信に取り組んでいるところでございます。これらによりまして目標の1兆円の達成を目指しております。

なお、5月から開催しているミラノ万博の日本館は数あるパビリオンの中でも最も人気のある館の1つで、入館者数が10月19日現在で200万人を突破しております。

4ページをお開きください。

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を契機といたしまして、増加する訪日外国人に対して日本食・食文化の魅力を効果的に発信することを通じて国産農林水産物・食品の輸出拡大につなげることで、本場で本物を食べたいというニーズを生み出し、それをインバウンドの増大につなげるという好循環を狙っているところでございます。これまで既に国産花き、和の空間等のPRを行うとともに、農畜産物をお土産として持ち帰りやすいように主要空港に輸出検疫カウンターを設置するといった対応など、訪日外国人向けの環境整備に取り組んでいるところでございます。

5ページをごらんください。

日本食・食文化の発信、輸出促進、インバウンドの増大というような循環と農山漁村の関係でございますけれども、食と一体となった農山漁村の魅力を磨き、これを世界に発信することで、農山漁村の雇用と所得の確保につなげていくことを考えているところでござ



います。

農山漁村の魅力を磨く取り組みを推進するために、資料右中段の観光戦略の策定、受け入れ地域のマネジメント、マーケティング等を一体的に行う地域単位の体制を構築することとしておりまして、地域の魅力の世界への発信に当たっては、右下の3つの取り組み、青いところですが、これを進めることとしております。

6ページをごらんください。

今の3つの取り組みの中の、食と農の景勝地の取り組みをご紹介します。

多様な地域の食の魅力をオールジャパンで効果的かつ強力に海外発信する重点地域を「食と農の景勝地（仮称）」として認定する仕組みを創設することとしております。既に本年9月9日に検討委員会の第1回会合を開催しているところでございます。

次に、7ページをごらんください。

地理的表示の保護制度につきましては、本年6月に法律が施行されまして、既に運用を開始しております。

8ページをごらんください。

冒頭に書いてございますように、既に6月1日から登録申請を開始しておりまして、現在、鋭意審査を行っているところでございます。また、国内でのサポートデスクの設置や説明会等を通じた周知を行っているほか、海外で主要な輸出国20カ国・地域に対しましてG I マークの商標を出願するなど、取り組みを進めているところでございます。

本制度を活用し、国内外の市場においてG I マークによる差別化を図ることで、我が国の地域特産物の輸出促進につなげていくこととしております。

9ページをごらんください。

農地の集積、集約に関しましては、日本再興戦略におけるK P I として、今後10年間で担い手の農地利用面積割合を現状の5割から8割に引き上げることを目標に掲げているところでございます。初年度である平成26年度につきましては、ここ数年、横ばいで推移していた担い手の利用面積が約6万ヘクタールの増加に転じまして、担い手への農地集積・集約化に再び動き出しました。

2つ目として機構の実績も、前身の農地保有合理化法人時代と比べますと賃借だけで大体10倍、売買を含めた全体で約3倍に拡大しておりまして、一定の成果を上げることができたと考えているところでございます。

しかしながら、10年間で担い手の農地利用シェアを8割にするという目標を達成するに

はまだまだ不十分でございますので、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部等で決定した機構を軌道にのせるための方策に従って、各県・各機構にその実行を求めているところでございます。

具体的には、まず、農地中間管理機構及び都道府県の抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求めるということで、各都道府県の機構ごとの実績をランク付けとともに毎年度公表する、実績を上げた都道府県に対して各般の政策について配慮する仕組みを検討する。そして、人・農地プランの本格化に向けた見直しなど地域内の農業者の話し合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう農地の出し手の掘り起こしを行うということ、市町村に対し、地域内の農業者の話し合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるように要請する。3つ目として、農地の所有者の農地中間管理機構への農地貸付のインセンティブを強化するという一方で、遊休農地の解消等を図るため、農地保有に係る課税の強化、軽減等によるインセンティブ、ディスインセンティブの仕組みについて政府全体で検討する。こういった方策を講じることを本年7月に国から各都道府県、各機構に要請したところでございます。

こうした取り組みを着実に実施することで、機構事業を軌道に乗せていきたいと考えております。

次に、10ページをお開きください。

平成25年12月に決定されました米政策の見直しにおきましては、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも生産者、集荷業者、団体による需要に応じた生産を行えるよう環境整備を進めていくこととされております。これに向けて、工程表に基づいて必要な取り組みを進めているところでございます。

11ページには、平成27年産米の取り組み状況をお示ししております。

県段階の自主的な生産の判断を促すための自主的取り組み参考値を付記し、幅を持たせた配分を行うことと、各産地においてそれぞれの販売進捗、在庫状況等を踏まえた作付判断を行うよう働きかけを行った結果、平成16年産から生産数量目標を配分して以来、超過作付が初めて解消したということでございます。

次に、12ページをごらんください。

農林水産業・食品産業へのロボット技術の導入についてでございます。

人手不足等が深刻化する中、ロボット技術、ICTの活用による省力化など、生産性の飛躍的な向上を図ることが急務となっております。

中段右にあるトラクターの自動走行システムですとか、その隣の中山間地域で除草を行うロボットなどの導入が期待されているところでございます。このため、ロボット新戦略等に基づきまして、ロボット産業等と連携した研究開発や生産現場における導入実証など、農林水産分野へのロボット技術の導入拡大に向けて積極的に取り組むこととしているところでございます。

13ページをごらんください。

都市農業の関係でございます。

都市農業は、農産物の供給以外にも多様な役割を持っているということで、各種アンケートでもその保全を求める声が増加してきております。また、人口減少が進む中、まちづくりの観点からも都市農地の有効活用や適正な保全が課題となっているところでございます。

このような流れを受けまして、本年4月に議員立法で都市農業振興基本法が制定されたところでございます。

14ページをごらんください。

同法におきましては、国が都市農業基本計画を定めることとされていることから、既に国土交通省と連携して、基本計画と法制度の検討を開始したところでございます。なお、この基本計画の案の作成に当たりましては、食料・農業・農村政策審議会にも意見をお聞きすることになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に農業協同組合改革でございます。15ページをごらんください。

農業協同組合に関しましては、政府与党で多くの議論をいただいた結果を踏まえ、農協が農業者と力をあわせ、農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組み、農業所得の向上に全力投球できるようにするという観点から、農業協同組合等の一部を改正する等の法律案を国会に提出し、本年8月に成立したところでございます。

法律が9月4日に公布されたことを受けまして、これまでブロック単位の説明会などを開催してきたところでございますが、引き続き県別など個別説明会の開催要望にも積極的に対応いたしまして、制度の趣旨や内容の周知に努めてまいりたいと思っております。

続きまして資料4、基本計画の周知、広報活動についてご説明させていただきます。

資料4をごらんください。

基本計画の策定後、4月7日に開催した全国説明会を皮切りに、順次、地域ブロック、各都道府県の各段階で説明会を実施して、既に全地域ブロック、全都道府県で実施済みと

なっております。また、要請をいただいた団体等でも説明会を実施し、これらを合わせますと延べ人数にしまして約1万4,000人にご参加いただき、多数のご意見をいただいたところでございます。引き続き情報発信に努めてまいり所存でございます。

続きまして、資料5からのTPP協定交渉の大筋合意内容等につきまして、大澤総括審議会官、佐藤総括審議官からご説明いたします。

○総括審議官（国際） 国際担当総括審議官の大澤でございます。

国際関係で用意した資料は、資料5-1から5-4が交渉内容の概況でございますので、この資料に即してご説明させていただきます。

総括的な資料が5-4にございますので、まず資料5-4「TPPにおける関税交渉の結果」をお開きください。

初めの資料は関税交渉につきまして、TPP交渉参加各国の関税撤廃率をまとめたものでございます。我が国につきましては品目数ベース、貿易額ベースともに95%を最終的に撤廃、5%は最終的に関税を維持ということでございます。残りの国につきましては、ごらんいただきますように、100%か99%という我が国よりも高い撤廃率になってございます。シンガポール、ブルネイが本当の意味での全て、100%、その他については四捨五入での100%でございます。

2ページでございます。

それでは、農林水産物についての状況はどうかということで、農林水産物を切り出して撤廃等の状況をまとめた資料でございます。

右下の数字を見ていただきますと、日本におきましては2,328ライン農林水産関係ラインがございますけれども、そのうち即時撤廃が51.3%、以下いろいろ長期の撤廃がございまして、最終的に撤廃していないものにつきましては19%という数字になっております。この数字には、撤廃はしないけれども関税割り当てを設定したもの、撤廃はしないけれども一定程度削減したものも含まれております。

その他の国で非撤廃のものが高い国を見ますと、一番高いのはカナダで5.9%。0%の国も幾つかございますので、全体平均いたしますと1.5%が非撤廃、残りが撤廃という結果となっております。

3ページでございます。

農林水産物の関税のラインについてさらに分析したものでございます。

2,328ライン中443ラインが関税を最終的に残すライン、そのうち834が今まで撤廃した

ことがないものでございますけれども、そのうち439が今回も関税を残したラインでございます。

いわゆる重要5品目、米、麦、砂糖関係、それから乳製品、牛肉、豚肉につきましては、それが586ラインございますが、そのうち関税を残したラインが412ライン、重要5品目以外につきましては、今まで関税撤廃したことがない248ラインのうち残したラインが27ライン、その内訳は雑豆、こんにゃく、しいたけ、海藻等でございます。

その他、過去に関税撤廃したことがあるけれども今回関税を残すことになったものが4ラインございます。

続きまして4ページ、輸出についてのまとめでございます。

輸出戦略に基づきまして、輸出重点品目というものを決めてございます。牛肉なり米なりでございますが、それにつきましては全てについて関税撤廃という結果になっております。特記すべきは牛肉でございます、現在、枠外税率26.4%、低税率のものが200トンの日本向け枠がございます。今回のTPPでは、15年かけてこの26.4%を徐々に削減していきまして、最終的に撤廃。その14年目までも、初年度に日本向けの無税枠が3,000トン、14年目に6,250トンまで拡大していくということでございます。

カナダ、メキシコ等についても短期での関税の撤廃となっております。

それから、近年輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、主要な生鮮魚、冷凍魚について即時の関税撤廃となっております。

以上が総括的なことでございます。

以下、重要5品目等、品目ごとに簡単にご説明したいと思います。

資料5-1をごらんください。

最初の4枚は品目別に文章でまとめてございますが、次のページからの図に改めてページがついております。

まず「米」と書いてあるページ、1ページになりますが、ここから簡単にご説明させていただきます。

重要5品目それぞれにつきましては、関税のほかに国家貿易で一元的に国が輸入を賄っている、あるいは一定数量までは低税率でそれを超えると高い税率がかかる、あるいは一定数量を超えると税率が上がる、いわゆるセーフガードといういろいろな制度によって関税措置されているところがございますけれども、5品目がその典型でございます。

まず米につきましては、国が一元的に、いわゆるミニマムアクセスという、76万7,000

トンの税率なしでマークアップを国が徴収するという仕組みで輸入を行っておりまして、それを超える数量につきましては、枠外税率と言っておりますけれども、キロ当たり341円という高い税率を課していて、枠外税率で入ってくるものはほとんどないという状況でございます。そのような現行の国家貿易制度あるいは枠外税率の制度は維持してございます。

それに加えて、国別枠を新たにT P P諸国の一部に設定いたします。米国については5万トンからスタートし、3年間それを維持して、最終的に7万トンまで拡大。豪州枠については、その約12%に当たる8,000トンからスタートし、3年間維持した後、13年目に8,400トンまで拡大ということでございます。図の右下にございます。

方式はS B S方式と言っております、上の枠の注にございますけれども、国家貿易のもとで輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式でございます。輸入業者と国内の実需者が、外国の米が必要だということでセットで入札に参加する場合には、このマークアップが高くなるものから順番に落札していく方式でございます。

そういう制度のもとで、新しい国別枠をつくるということでございます。

次のページは小麦でございます。

こちら米と同様の国家貿易制度、高い枠外税率の制度がございしますが、それらは維持されております。

2つのことが新しく決まっております。1つは、既存のW T Oの枠に加え、米国、豪州、カナダに国別枠を設定いたします。これも同様のS B S方式でございます。枠の数量については左の真ん中ぐらいに国別に書いてございますが、7年目まで一定程度拡大していくということでございます。現在のW T Oの枠の総量が574万トンと書いてございますけれども、大体20万トン程度の枠がそれに加わることになってございます。

加えて、この574万トンの枠のマークアップ、政府が輸入する際に徴収している差益を9年目までに45%削減していくことが決められてございます。

3ページの大麦、4ページの麦芽も同様に、既存の制度を維持した上で一定の枠を設定するという合意内容となっております。

続きまして、砂糖でございます。

糖価調整制度というのがございまして、その基本的内容は、輸入する業者から一定の調整金を徴収いたしまして、その収入をもって国内の生産者のコスト低減対策に充てるというものでございますが、その枠組みは維持いたしまして、特に豪州がT P P諸国での主要

な輸出国でございますが、豪州等から要望のあった糖度が高い原料糖につきまして、無税、調整金の削減という措置を講じます。

加えまして、新商品開発用の試験輸入に限定して個別に一定の無税、無調整金での輸入を認める制度が既存にございますが、その枠組みを活用して個別に判断いたしまして、500トンまでそういう無税、無調整金での輸入を認めることになってございます。この効果といたしましては、他に主要な輸出国としてタイがございますけれども、タイについては非T P P諸国でございますので、この優遇が受けられません。となりますと豪州のシェアが高まってタイのシェアが低くなるといった形になるものと想定されております。

6 ページ、でん粉でございます。

こちらにも現在、調整金を調整する制度がございますが、それを維持し、枠外税率も維持ということでございます。W T Oで約束している一定の関税割り当てが15万7,000トンございますけれども、現在、国内需要との関係で追加割り当て1万トンを設定いたしております。この1万トンのうち、その4分の3に当たります7,500トンをT P Pの枠として新たに設定することが決定されてございます。

7 ページは牛肉でございます。

こちらについては現在の関税が38.5%にW T Oでのセーフガードがついてございますけれども、初年度、発効時にその関税を27.5%まで下げまして、10年間かけて20%まで徐々に関税を低下させ、そこから16年目の9%に至るまでさらに削減していくということで、そこからは関税を維持することになっております。その全ての期間においてセーフガードを設定し、一定数量以上の輸入については、そこに書いてありますように基本税率より高い税率が適用されるという仕組みを設定してございます。

セーフガードの内容につきましては次のページに記載されておりますが、時間の関係上、省略させていただきます。

9 ページは豚肉でございます。

豚肉につきましては長期の関税削減期間、10年間の削減期間を確保しまして、「差額関税制度」と書いておりますけれども、右側が現行制度でございますが、赤字になっている524円で関税額が一番少なくなるような仕組みになっております。輸入業者はこの524円になるように、高価格の部位と低価格の部位を組み合わせる輸入してございますので、現実にはこの関税がいろいろある中で、524円のところで適用されるキロ当たり23円弱、この関税が今、適用されてございます。

今後は、まず、この輸入価格ごとに関税の額を変えるという仕組みは維持いたしまして、それぞれを削減なり撤廃していくということで、右下の図になりますが、524円のところが一番低くなるという仕組みは維持してございますので、今後は22円等々の関税がゼロになる。その代わりに、安い部位を入れようといたしますと10年後には50円という税率がかかってくるという形で、差額関税制度が維持されております。

加えまして、それぞれの関税の削減期間においてセーフガードが設定されております。特に国産への影響が心配されます安い部位、これは従量税部分、10ページの②のところですが、現在のソーセージの生産量の半分程度の数量で発動するという仕組みのセーフガードを設定いたしてございます。

11ページは、乳製品のうち代表的なバター、脱脂粉乳でございます。

これも国家貿易制度で一定のWTO枠の運用をいたしてしておりますが、その制度は今後継続いたします。加えまして、これも現在、追加的な輸入を国家貿易のもとで行っております。2014年度は18.8万トン、2015年は15.6万トンでございますが、今回設定する枠はその数量の範囲内の、TPP諸国全体で6万トンからスタートし、7万トンまで拡大するというところでございます。

なお、数字は生乳換算ベースでございます。

以下、ホエイ、チーズについても長期間の関税撤廃なりセーフガードなりを設定してございます。

林産物につきましては国ごとに判断いたしまして、特に影響が大きいと思われる国のものについて一定のセーフガードを設定しております。例として、合板はマレーシアにつきまして、現行6%から10%のものを半減し、それを16年目に撤廃いたしますが、その全てについて一定量に達した場合はセーフガードを設定いたします。

水産物につきましては物によりまして、関税削減にとどめたもの、16年という長期の撤廃期間を設定したもの等々、それぞれ表に記載してございます。

以上が主要5品目中心の説明ですが、主要5品目以外につきましては、資料5-2のそれぞれのページで合意内容を紹介しております。これにつきましては時間の関係上、省略したいと思います。

なお、資料5-3は、現在まだテキスト自体が公表されていない状況でございますけれども、そのテキストに書いてございます各ルール分野の概要も含んだ、全体としての内閣官房のTPP対策本部の資料でございます。これも後でお読みいただければと思います。



○総括審議官 続きますして、資料5－6についてご説明させていただきます。

総括審議官の佐藤でございます。

資料5－6は、10月9日に総理を本部長といたしますT P P総合対策本部において決定された基本方針でございます。この基本方針におきましては、T P Pを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするために、今後、協定の署名、国会承認に向けた調整と並行いたしまして、関連法案なども含めた総合的な政策面での対応を行っていくことも必要ということで、その際、3点を基本目標とするという内容でございます。

具体的には、1点目はT P Pの活用による新たな市場開拓等ということで、地方の中堅・中小企業にも大きなチャンスをもたらすということでございます。2点目は、次のページになりますが、T P Pを契機としたイノベーションの促進、産業の活性化ということでございます。3点目が、T P Pの影響に関する国民の不安の払拭でございます。

これに関しましては、中ほどやや下の段落になりますけれども、農林水産業について記述がございます。競争力の強化等を通じて、農林水産業を担う人々の懸念と不安を払拭するとともに、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、強くて豊かな日本の農林水産業、美しく活力ある農山漁村の構築に向けた万全の体質強化対策等を講ずるということでございます。

この3点の基本目標のもとに政府で検討を進めて、最終的には総合的なT P P関連政策大綱を策定するというところでございます。

具体的には、一番最後に書いてありますように、地方公共団体をはじめとする関係方面に協力を求めながら、必要な経費等の取り扱いについては予算編成過程において検討するというところでございます。

これを受けまして、3ページでございます。

農林水産分野に係る対応は2の(1)に書いてございますが、農林水産業・地域の活力創造本部で別紙の基本方針に沿って検討を進めるということでございます。

その別紙を4ページに添付しております。ここで農林水産分野に係る基本方針を示しております。政府一体となって、政府全体で責任を持って対応するというところでございます。

具体的には、2点ございます。1点目が、強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村づくりに向けた体質強化ということで、担い手の育成・確保、農地集積・集約化、生産性の向上、国産の強みを活かした差別化、6次産業化による高付加価値化、林業では

国産合板・製材の生産性向上、漁業では持続可能な収益性の高い操業体制への転換、あわせて国内外の新たな需要開拓といったようなことも含めまして、体質強化対策を講じることが1つ目の柱。

2つ目の柱が、重要5品目対策でございます。

重要5品目につきましては、1の対策に加えまして、品目ごとの合意内容に応じて適切な措置を講じるということで、(1)から(3)に書かれているとおりでございます。

以上、主に農林水産分野を中心とした基本方針の概要を説明させていただきました。

○生源寺審議会長 それでは、繰り返しになりますけれども、委員改選後、実際に皆様にお集まりいただいて開催する初めての会合でありますので、委員の皆様から、これまでの説明に対するご質問あるいはご意見でも結構でございますし、食料・農業・農村全般に関するお考えでも結構でございます、自己紹介も含めて、恐縮ですけれども3分程度でご発言いただきたいと思っております。ほぼ予定どおりの進行状況でございますけれども、時間に限りがございますので、よろしく願いいたします。

まことに恐縮ですけれども五十音順で、今回は安齋委員からお願いできますでしょうか。

○安齋委員 福島から参りました安齋さと子と申します。

昨日も大臣が福島にお出でになりましたが、TPPの対策としまして輸出を皆さん考えていらっしゃると思いますが、福島の場合は、もう「福島のは輸入禁止」としている国がたくさんございまして、そういうところへの働きかけも国のほうでやっていただきたいと思っております。

それから、私自身も生産者であり消費者でありますので、安全で安心なものが安く買えるというのは大変いいことだとは思っておりますが、担い手が本当に、福島市内の山間地ではないところでもどんどん減っておりますので、そういう方たちの対策、それから農家で働いてくださる労働者が本当に少なくて、うちなども結構地域では大きくやっておりますが、本当に働いてくださる方がなくて、労働者不足で大変困っておりますので、東京のほうとかいろいろな都会の大学生等も受け入れて、農業ってこんなにいいものだということをみんなでやっておりますが、福島の場合、全品検査しておりますが、それすら知らない学生さんがほとんどでしたので、福島は全部検査して安全なものだということを全国やら世界中に広めていただきたい、それが私たち福島からのお願いでございます。

○伊藤(雅)委員 味の素の会長をしています。今年6月まで社長をやっておりました。どうぞよろしく願いいたします。

味の素という会社は1兆2,000億の売上高ですけれども、55%が海外です。利益も売り上げも55%海外、社員は3万人のうち2万人が海外だということで、我々にとって、国内の市場も海外の市場も両方ともとても重要なマーケットになっている。それぞれ守りながら攻めることが必要だということです。

今回のT P P、ご説明をお伺いしまして、本当に日本の農林水産業の大きな構造変化のきっかけになると思っています。しなくてはいけない。特に農業が、国内での仕事を次の時代にふさわしい形をつくって、一方では海外で農産物普及の仕事を拡大する。この国の未来の農業を産業化する形を想定しながら新しい構造をつくっていく、今、とても重要な時期に来ているということを強く感じました。

特に農村は、T P Pが10年から20年かけて完全施行されていく。次の20年で農業を競争力があって魅力的な仕事にどう変えられるか、農業が厳しい仕事であり高齢者に依存しているところから、機械化とかI T化などで組織化されて若い人が集まる魅力的な場所に変わっていく、そういうことのスタートになるととてもいいなと思っています。

そういう未来の農業と農村の絵といいますか、グランドデザインが、国民が非常にわかりやすい形で想像できるようになると、みんなが応援するのではないかととても思っています。

いずれにしても、今、地球規模でグローバル化が起きていて、世界中で自由貿易を促進している中で、日本だけが門外ではあり得ないと思っていますので、自由貿易の方向はいつの時代も、これまでもこれからもですけれども、国や国民の生活発展の原動力だと思っていますので、必要なところをきちっと守りながら成長する世界を相手にしていく、そのために自分たちの事業とか商品、売るものの特徴をしっかり持つ。この特徴をしっかり持つというのはどの産業でも全く同じで、私の会社も特徴がないものは全く売れない。いかに他と違う、他の国と違う、現地に行って現地の会社と違うものをつくるかということに腐心している。技術開発をして投資する。そういうことを繰り返して失敗しながら前へ進むということをやっているということです。

そういうことで、ぜひこれを機会に国民が農村を応援するみたいな形になるといいなと思います。

もう一つ、食品産業というのは農業、水産業と一体だと本当に思っています。これはどうしてかということ、農産品の3割は生食ですか、ちょっと数字はいい加減ですけれども、3割が家庭用、7割が加工用として使われています。加工用というのは外食とか惣菜とか、

製造の原料。ですから7割は当然一体に決まっていますけれども、残りの3割は家庭で使われる。これはそのまま食べるケースもありますけれども、基本的に全部調味料なり加工食品と一緒に使われるんですね。私は100%一緒に使われていると思っています。つまり、そのままでは食べないということですね。

したがって、ちょっと細かくてすみません、例えば味の素に「Cook Do」という商品があります。回鍋肉という商品があります。これは年間に大体3,000万個売れるんですね。3～4人前なんですけど、平均3.5人前とすると延べ人数で1億人、この1品だけで食べていただいている。これに使うキャベツは、レシピどおりだと700万個になります。たった1アイテムがその数字を家庭で消費させている。ピーマン5,500万個、豚肉が64万頭分です。たった1品で。

そういうことで、私どもだけではなくて日本じゅうに加工食品会社がある。調味料、加工食品がそういうことをしているという意味で、全く一体だと。そういう意味では、農業の反映は食品工業の反映だし、そのベースだと思いますので、使う側から農村、食料が安定するように貢献していくということ、もっと業界を挙げてやっていくべきだと思っているということでございます。

○臼井委員 北海道の別海町という生乳生産、酪農のまちですけれども、そこで放牧酪農をしております臼井と申します。先祖代々、といってもまだ僕で4代目なんですけれども、80年少々の酪農経営をしております。

僕からは、これから現場の率直な声であったり考え方というものを、ここでお話しできればいいかなと考えております。

特に今回のTPPに関しては、事前の影響というものが非常に現場の不安といえますか、迷いを生じることになりました。それは、過去にもやはり大きな国際交渉の中で幾つかの波がありまして、そのたびに大きな不安を乗り越えられる人、そして脱落していく人ということで、多くの犠牲のもとに今、残ってきた僕らが成り立っているというふうに思っております。

今回も、丁寧に説明することを通じてということでお話しされておりますけれども、まだまだ内容も不十分というところはあるかもしれませんが、競争力の強化というところが前面に押し出されておまして、もちろん僕ら若い世代はこれからグローバルな中で農業をやっていくというところは非常に感じているところではありますが、やはり今の生産の中核、そしてこれまでの基盤をつくってきてくれた僕らのちょうど親世代、それからその

上の世代の人たち、今まさに引退をいつにしようかというような方たちが、こういうことを機会に今までの生産を終了しようかというきっかけになってしまう、それが現状としては一番大きな転換期となっております。

高齢化というものがいつも言われておりますが、僕は定年のない農業というものは、高齢者の方がいかに生産寿命を延ばしていけるかというところでは、とても魅力のある業態だと思っております。平均年齢が65歳と言われていますが、65歳でも現役で働ける農業というのはとてもすばらしいと思っております。この人たちが自分がやりたい限り農業を続けられる環境を整えてあげることが、国内の農業生産を維持していく非常に重要なファクターであると考えております。

その上で、グローバルな視点を持ちながら大規模化、そして世界を打ち出していくといった僕ら若い世代が次の新しい農業の形をつくっていけるのではないかと考えております。そういったところで少しでも、大多数の地盤を維持している生産者を支える政策というもの、それからグローバルに展開していく若手の生産者を育てる環境を整える政策、この2面立ての政策がこれから非常に重要になってくるのではないかと考えております。

僕らの世代がこれから20年30年やっていくに当たって、国際的な取り決めであったり、今回のTPPの関税の部分だけではなくいろいろな条項の部分であったり、他の要因がいかに影響してくるのかもまだわかりませんが、悪影響だけではなくて、このTPPを契機に、僕らにとってもプラス領域があるのかというところもいろいろ調べていただいて、いち早くそれを伝えていただくことで、これから頑張っていこう、世界に打っていこうというような先進的な農家のメンバーはそういうところの情報を非常に欲しがっておりますので、そういった分析もいち早くしていただければと思いますので、こういった集まりの中で明らかにされていけばいいのかなと考えております。

よろしく願いいたします。

○奥野委員 この8月に萬歳さんに代わりまして全中の会長に就任しました奥野と申します。よろしく願いいたします。

本日の議題ではないんですが、この間、異常気象が随分と続いておりまして、この間も台風15号あるいは18号で大きな農業被害が出ております。それに対しまして、例えば具体的に言えば今までの河川法等の考え方では50年に1度の大雨に対処するというふうな考え方だったと思うんですけれども、このほどそれが100年に修正された。100年に1度の雨が降るといのが現実起きておる、そういう時代でございます。そういうときに、今回非

常に問題になったのは、収穫前の稲は水稻共済等々で補償されますけれども、また、農協とか業者の倉庫に入った米も補償されます。ところが、農家が収穫が終わって自宅に保管しておいた収穫物が全く補償の道がない、そのようなことでございましたので、いろいろと特別な対策を打っていただけたらとは考えていますけれども、そのように気象変動もしている中で、どのような救済策なり、あるいは全体の対策を打っていくのか、いろいろと知恵を出していただきたいと考えております。

また、今日ご説明いただきました新たな基本計画が3月に策定されておりますが、それについてはJ Aグループとしては全力を挙げて、一生懸命その実現に取り組んでいきたいということで、大臣にも来ていただきましたが、先週14、15日の第27回J A全国大会では、農業者の所得増大、農業生産の拡大ということを第一義的に挙げて確認したところでございます。

それから、先ほど隣の臼井委員がT P Pの問題にふれられました。その前に伊藤委員からも、全体のグランドデザインがないと国民が納得しないねという話もいただきました。これは全く私も共感しております。本当の国民理解がないと、農業の世界だけで物事を話しておってもいかんことも重々わかっております。

そういう意味で、先ほど臼井委員の話の中で、離農のきっかけになるのではないかとこの話がございまして、それはもう、まさしくそのとおりで思っています。ただ、若い農業者の中には、こういうグローバルな世界で頑張っていくために何が要るのかを真剣に考えている方もおられます。しかし、大部分の農家は今回の大筋合意の発表で、本当に地方では随分たくさんの方の抗議の声が私のほうにも届いております。県ごとに集会をやってみたりといったことがありますので、そういう不安や怒りを早く解消してあげたいと思っております。

そういう中で、こさから20年、30年の農業を考えていくような、ある意味で息の長いいろいろな施策というものがあろうかと思っておりますので、そういうことをしっかりと、私どもも考えられる限りのことは提言いたしますし、また、農林水産省の皆さん方からもいろいろ提示をいただきたいと考えています。まさしく臼井委員の発言にもありましたけれども、メリット、デメリットがある。これはどんな物事もメダルの裏表と私、考えていますので、そういう見方は私は正しいんだろうと思っておりますけれども、今のところデメリットだけが前面に出てきていますので、そのあたりをしっかりと、説明等々も含めて我々も提言していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○近藤委員 私は、ながさき南部生産組合と申しまして、ちょうど米の減反政策が始まったころに今と同じく農業の将来に非常に不安を持って、専業農家、現在120戸でございますけれども、が集まった、一言で言うとミニ農協みたいな組織でございます。主に産直とか直売で農業経営をやっておりまして、直売会員を含めると250戸の農家の集団でございます。

今日の審議会の主なテーマは、どうしてもTPPにならざるを得ないわけですが、委員の皆さんご発言ありましたように、まだ現場にその影響がどのように及ぶかわかっていないというか、この影響の試算を、いろいろな見方があるかと思うんですけれども、消費者の立場で言うと食の安全に関する影響はないのか、あるのか。それから、関税が撤廃されるわけですが、消費者メリットはどうなのかということ。それと、生産対策は当然でありますけれども、一方では新規就農者が年間150万、国が実質給与をやって育てている段階で、こういったことはやはり将来に不安を残してますます後継者が育たなくなるのではないか。

私どもよく議論するのは、「後継者が残らない」という言い方をするんですが、多分半分は、子供に後を継がせるかどうか親が判断している割合が5～6割、もっとあるかもしれませんけれども、親が決定しているんだろうと思うんですね。それは、今までやってきた農業では安心して暮らしがつくりられないので、自分の子供には後を継がせないというのがあるんだろうと思います。それが加速するのではないかというふうに感じております。

今回のTPPは、今までの国際交渉より圧倒的に品目の範囲が広いということで、特に影響試算という点では品目別、それから地域別にぜひ、それぞれの地域や農家が対策を立てられるように、できるだけ早くその試算を示していただきたいと思います。

それと、特にこの政策が中山間地に及ぼす影響をどのように見るのか。準農村地帯というのは結構な数、全国にあるわけですが、この地域がTPPによって受ける影響はどのようなものなのかも含めて、示していただければと思います。

私、農業法人協会の政策担当の副会長という立場も兼ねておりますけれども、現場の立場でいろいろな政策のご提言もさせていただきたいと思いますが、何せまだその実態、考えられる影響が現場に十分伝わっておりませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○生源寺審議会長 次の里井委員のご発言が終わったところで、農林水産省のほうから必

要なコメントをいただければと思います。

○里井委員 皆様、おはようございます。フードジャーナリストで、社団法人日本フードアナリスト協会で評議委員をしております里井真由美と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私、委員になったのは今期が初めてでございますので、簡単な自己紹介も兼ねてでございますが、通常、フードジャーナリストという肩書をもとに、メディアを中心に活動しております。例えばテレビ情報番組のコメンテーターですとか、世界のレストランに着物で伺い、そして雑誌にコラムを連載するという職業です。また、フードアナリストというのは日本で唯一、食べ手の資格なんですね。今、会員が2万人ほどいるんですけれども、その会員の中で評議委員という立場での活動しております。

日本におきましては、例えばデパートの地下の食料品の開発、またお米の食味の鑑定士として日本を回る、そして全国のお取り寄せなどのコラムの連載、また、そういう活動での日本と世界との連携をとりながらのものをメディアを通じて活動しております。

ミラノ万博におきましては、日本館のオフィシャルサポーターとしても活動させていただいております。

そんな中で委員になりまして、幾つか思いを持ってこちらに座らせていただいております。

私が考えることといたしましての、また、客観的な立場に立つわけなんですけれども、今までの経験上、やはり消費者の目線というのも大事に持ちながら、今回、委員を務められればと思っております。

昨今におきましては、消費者というのは非常に多岐にわたった価値観を持っていますので、私がここで話すことが消費者を代弁するとはまでは言い切れないと思うんですけれども、やはり今、消費者の理解度がとても重要なことの1つではないかと思っております。また、生産者も消費者も継続的に反映につながる、この視点もとても重要。この2つを非常に重要に思っております。

また、消費者という立場での考えにおきましては、先ほど農林水産分野に係る基本方針というところでお話ございましたように、体質を強化していく、高付加価値をつけていく、まさしくこのどおりだなと、今、思っております。委員の皆様のお話にもありましたように、例えばTPPのこちらにおきましても、何というんでしょう、私も思うことなんですけど、日本の農家のつくり上げるものがいかに強いものであるか、そしてブランド化し



ていく、それを具体的にどうやっていけばいいか、ここをしっかりと私も委員として参加し、明確化していけたらと思っています。

そうすることが、実は私のポリシーでもあるんですけども、食の自給率が高い、このことが実は国の安全保障にもつながると信じております。私も食べるということを職業にしているんですけども、国の武力であるとかそういったいろいろな強さをはかるものは、やはり人の命をあずかっている食、そしてその自給率が高い国が実は一番安全ではないか。これは世界45カ国を今、回って連載させていただいている中で、特に感じてきたことです。国の自給率が高い、これが本当に安全保障につながるのではないかと考えています。

それから、これはジャーナリストとしての立場での自分のポリシーでもあるんですが、難しいことはやさしく、やさしいことは楽しく、楽しいことはより深く、執筆も活動も続けてきております。とにかく消費者というのは国からの、例えばホームページであるとか皆様が普通に使っている言葉遣いに対しても、何だかちょっと難しいなと思っている方もいらっしゃるのが現実なんですね。そこをやさしく、わかりやすく伝えていけるといいう使命も背負いながら、私自身も一生懸命参加させていただきたいと考えております。

さらに、先ほどお話にもありましたように、物事には必ずいいところも悪いところもある。いいところというのは、私、本当に何分か出ただけでも「あ、こういうこともあるんだ。これを伝えたい」ということが幾つも出てまいりました。そういったものをより早く、迅速な形で「農林水産省のホームページを見ればすぐにわかるよ」といった状態にしていただけならなお一層うれしく思います。

よろしく願いいたします。

○生源寺審議会長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでのご発言に対しまして、農林水産省から何かコメントございますでしょうか。

○食料産業局長 安齋委員から、福島産の製品の輸入を禁止している国がいろいろあるという話でございました。確かに多くの、そんなに多くでもないんですけども、特に中国とか台湾、香港、一番近いところで禁止されている国があるというのは事実でございます。

私ども、モニタリング結果とかそういったものを毎月向こうの規制当局に英文にして送っております、こういう科学的なデータで対応してください、それから、SPS委員会という世界各国が集まって食の安全を話し合う場があります。そういう場でも訴えを続けておりますし、総理大臣をはじめ外遊のたびに訴えていただいている状況でございます。

おかげさまで、今、タイとかシンガポールとか、福島のをどんどん扱ってくれる国も増えてきております。特に福島の日本酒は、私どもイベントのときは必ず置くようにしております。そういった意味で、これからも引き続き安全性を訴えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○消費・安全局長 近藤委員からTPPの関係で、消費者が、食の安全が損なわれるのではないかというお話がございました。

これは説明会でもいろいろ出てきておりますけれども、これにはTPPの第7章のSPSの措置、資料5-3の17ページにございますけれども、科学的な原則に基づいて、加盟国に食品の安全を確保するための各自の措置をとる、これがWTOのSPS協定を踏まえた規定となっております。日本の制度が変えられることはない。したがって、日本の食品安全が脅かされることはない、こういう規定ぶりになってございます。

もちろん現在、厚生労働省のほうの検疫措置、また、農林水産省のほうは動植物の検疫措置を進めておりますので、人間に関する安全性、動植物の安全性ということも引き続きしっかりやっていきたい。

また、攻める分野に関しては、関税が下がったところ、今度輸出戦略に合わせて、重点品目に合わせて動植物の協議も進めていく、こういうことも戦略的に進めてまいりたいと考えております。

○総括審議官（国際） TPPの情報提供について幾つかご意見ございました。

特にプラス面をもっと発信していくべきだというご意見を伺いましたが、情報の発信というのは非常に難しいものでございます。まず、農産物の輸出なりをしていく際には、単なる関税の問題だけではございませんで、その他、実際に物を持っていくときにいろいろな国の税関で、特に途上国の場合にはルールがはっきりしていなくて、腐りやすいものでも何カ月も止め置かれてそのまま腐ってしまうというようなことも間々あるわけでございますけれども、そういうものについて非常に透明性のある、何日以内に処理しなさいといったルールを決めるとか、先ほど小風局長からも引用がありましたが、資料5-3にルール分野の概要がございまして、そのいろいろなところでそういうメリットと説明できるものが紛れております。今の話ですと貿易円滑化ということで、第5章でございまして、

その他いろいろ不透明な、国ごと、企業ごとにいろいろ差別的な取り扱いを受けないよというということで、例えば17章では国有企業の規律が決められておりますし、それから知的財産について、日本のブランドがしっかりと維持されるように細かいルールを決めるも

のとか、労働環境基準、こういうものが低いままですと日本の高いブランド力が正統に評価されないといったこともございます。それから中小企業、多くの食品産業、6次産業化を進めておられる産業も中小企業に該当すると思いますし、大規模な農業者の方も該当いたしますけれども、こういうところについて、この協定全体を使いやすくするような情報発信も決められております。

こういうところがいろいろあるわけでございますけれども、一般の産業と同じような部分は多々ございまして、これからルールの詳細は、まだ全体は公表できないことになっていまして、まだ細かいところで議論されている状況でございます。目処はちょっとまだ申し上げられませんけれども、これは近々公表できる状態になろうかと思っておりますので、その際に、農林水産関係としてどのような概要になるのかは説明の際に工夫してまいりたいと考えております。

○総括審議官 伊藤委員、あるいは奥野委員からグランドデザイン、政策の大綱だと思えますが、国民にわかりやすい形でということがございました。

今回のTPP大筋合意に関連する対策につきましては、先ほどご説明したところでございますけれども、政府一体となって万全の措置を講ずるということでございます。その際に、当然納税者である国民、消費者である国民の理解と納得が得られるような、そういう対策を構築していくことはすごく大事なことで我々も認識しております。

奥野委員からは、現場で抗議の声が上がっている、早く解消してあげたいというご発言もございました。私ども、10月9日から東京を皮切りに各地域ブロックで分野別に、農産分野、畜産分野、園芸分野、食品産業分野、分野別の説明会を精力的にやらせていただいているところでございます。その際に今回の合意内容を詳細に説明申し上げるとともに、どのようなことが必要かという要望もあわせてお伺いしているところでございます。そういった方々の声も含めて国民のご納得を得られるような、そういう政策大綱をなるべく早くつくり上げていきたいと思っております。

また、それに関連いたしまして、影響試算を早く出してほしいというお話が臼井委員あるいは近藤委員からありました。この影響試算につきましては、TPPの経済効果、総合的に分析して国民にわかりやすく説明していくということだと思えます。

この影響試算につきましては、我々「経済効果分析」と呼んでおりますけれども、内閣官房が中心となってやることになっております。もちろん農林水産分野については農林水産省が積極的に協力するというところでございますが、この経済効果分析につきましては、

今回のT P P合意に伴う関税削減の効果だけでなく、投資ですとかサービスの自由化がもたらす効果、さらにはグローバル・バリューチェーンが新たにできることになりまので、そういったグローバル・バリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果、こういったものを含めた総合的な評価をするということで、着手しつつあるところでございます。

その際に、作業的には12カ国の関税データを全部整理する必要などがありますので、一定の時間を必要とすることも事実でありますけれども、これにつきましてもなるべく早く、T P P協定が国会で審議されるまでにはその経済効果分析をお示しさせていただきたいと考えてございます。

○生源寺審議会長 それでは、後半の委員のご発言に移りたいと思います。

武内委員から、よろしくをお願いします。

○武内委員 武内でございます。私はこの審議会では畜産部会の部会長をやらせていただいております。それから地球環境小委員会の委員長、さらには最近始まりました世界農業遺産の専門家会議の委員長ということで審議に関わらせていただいておりますが、畜産部会については今日の午後、第1回の畜産部会を開催することになっておりまして、当然のことながら、このT P Pが大変大きな話題になるということですが、ご承知のように、基本計画の策定とあわせて酪肉近の見直しを行っております、そういう議論の中で、例えば畜産クラスタの構築といったものを初めとして、この分野における体質の強化、国際的な競争に勝てるような、そういう酪肉、酪農、畜産について議論してきているわけです。

T P Pとの関係については、その時点では必ずしも十分に議論されておられませんので、この点については十分その両方をあわせて考え、そして今後の方針を考えるというようなことになると思いますので、いずれ本審議会にも提案させていただきたいと思っております。

地球環境小委員会に関しましては、最近、政府の温暖化対策とあわせまして、農林水産分野における温暖化対策の議論をさせていただきました。そういう中で一つのポイントは、やはりさまざまな影響が出てから何か考えるよりも、あらかじめ影響を事前に予測して対策を講じていく、例えば品種を適正に開発していくというようなことで、温暖化の影響をできるだけ緩和するようなことが大事だということがまとまったんですが、ただ、残念なことに、先ほど奥野委員からご指摘がございました温暖化に伴う異常気象の多発化という事態に対して、農林水産分野での対策について十分議論されているかということ、そのところは残念ながら、必ずしも十分議論ができなかったというのが私自身の率直な感想でござ

ざいまして、例えばで言いますと、先ほども洪水等の議論がございましたけれども、土木的な対策と並んで農林水産分野ではむしろ生態系を活かした防災、減災、エコシステムベースト・ディザスター・リスクリダクションというのは国際的にも大変注目されているわけですが、山林や農地そのものを災害をソフトに受けとめる場として強化していくような、こういう考え方についてはこれから少し議論を深めていかなければいけないなと思っています。

ご承知のように、11月末から12月にかけてはパリでC O P 21が開催されるということで、2020年以降の温暖化の新しい枠組み、これはもう今回できないと大変なことになると思うので、私たちとしてはその合意ができることを願うわけですが、そういうふうなことを踏まえて、農林水産分野における緩和と対策の同時的な遂行が求められるのではないかと考えております。

それから、世界農業遺産に関しては、先週ミラノで日本の5地域のウィークということで開会式が開催されまして、私もそこで日本の5地域の、「トキを育むお米」だとか能登の揚げ浜塩田の塩だとか、それから阿蘇の赤牛、さらには静岡の深蒸し茶、そして大分のしいたけ、こんなものが日本の伝統的な農業と結びついて、非常に高品質の農産物を提供しているんだという話をいたしましたけれども、イタリアの人たち皆さん非常に高く評価してくれたように思います。ご承知のように会場も、さっきお話がございましたけれども、私が行ったときも7時間待ちという状況の中で、日本の農村と農業が日本の伝統的な食文化につながっているというあたりはかなりうまくアピールできたのではないかと考えております。

先ほどのT P Pとの関連で言うと、やはり輸出産業としていくためには、そういう日本の豊かな環境と食文化というものをセットでアピールしていくことが必要だと思えました。

最後に、これは私の管轄ではありませんが、都市農業について一言申し上げたいと思います。

新しい法律の中で、都市の農業を農林水産省として一生懸命考えていくことは大変大事だと思います。そういう中で、従来、ややもすると都市化されたところは農林水産政策の対象外だというようなことにされていたんですが、今、人口減少、高齢化で、都市の中にいっぱい空き地が出てきております。そういうものをむしろ積極的に都市の農業を推進する場として捉えていく。当然国土交通省との連携ということになるわけですが、それを高齢社会の生きがいのようなものと、あるいは健康のようなものと結びつける、そういう複

合的な考え方の中で、従来は都市の中に残った農地を何とかして守ろうという話だったんですけれども、それをもっと積極的に、これからの都市のあり方の一部として都市農業を位置づける、そういう考え方があってもいいのではないかと思いますし、実際にそういうことが議論されている地方自治体も幾つか出ていますので、ぜひその点もお考えいただければと思います。

○中嶋委員 東京大学の中嶋でございます。

こちらに今、いらっしゃる委員の方々と、この基本計画の見直し作業をずっとさせていただきました。それもありますので、基本計画と今回のT P Pの印象を述べさせていただきます。

T P Pは日本の食と農に大きな影響を与えることは言うまでもございませんが、その影響は、実際に制度が変更されるずっと前から発生するという事は、もう皆さん想像しているとおりでございます。それは関係者が影響を予想して、それを見込んだ行動を事前に行ってしまうということではありますが、私は、UR合意のときよりも農業者の方々の反応は早いのではないかと思います。当時よりも経営者の方の経営能力が非常に高まっている。間近のことと同時に、遠い将来のこともバランスよく見据えながら自分の経営を判断している方が非常に多くなっているからであります。

大規模な農業者の方も非常に多くなっている、それでこのような行動を起こすとなると、生産の状況などの振れが非常に大きくなってしまいうということもあるので、なるべく早い対策を実行していかなければいけないと思いますし、先ほどからもご指摘がありますが、正しい情報を早く提供していかなければいけないと思っております。

こういった対策は、国民の支持があって有効な手段となるのは言うまでもございません。先ほど生源寺会長からもご指摘がありましたが、国民には、納税者としてこういった対策の財政支援の理解をしてもらわなければいけない、それから消費者として買い支えていただかなければいけない、そういった二面性があるということを、政策を立案するときは注意深く考慮する必要があると思っております。

このように国民に支持していただくためには、その対策が有効で、農業及び食料関連産業が国民の期待にこれから応じてくれると予想していただけるかどうかポイントになると思っております。私、国民の期待は、基本法にある食料の安定供給と多面的機能の発揮ではないかと思います。特に、食料の安定供給を実現してくれると信頼してもらえるかどうかです。支援を実行し、効果が発現し、信頼が醸成される、そして下支えをしていただ

く、こういった支援や信頼というのは互いに関係していると思います。信頼があるから支援しようと思いますし、支援されたから確実に安定供給されて信頼が生まれる、こういったある種の相互関係、循環構造があると思うんですが、この構造を断ち切らないようにする必要があると思っております。

食料の安定供給の度合いというのは、食料自給率でございますが、今回の基本計画、それから以前からの基本計画では、現在の豊かな食を前提にして食料自給率を45%に向上させようとしております。TPPが入ることによってこれが揺らぐのではないかと心配されておりますが、まず現在の40%をきちんと維持する、さらに、目標どおりの45%に向けて行動を進めていくんだということが必要だと思っております。

今後、人口減少もありますので、消費は確実に減ってまいります。ですので、まず国内の生産水準を維持すればわずかでも自給率は上がってまいりますし、基本計画で定めた生産努力目標を目指した生産の向上を進めて、自給率目標を達成できればと思っております。その目標の策定では、グローバル化を念頭に置いておりましたけれども、TPPを前提にしたものではなかったと思っております。したがって、45%を達成するには今、用意された行政資源の再編成では済まず、想定以上の行政資源の投入が必要だと思っております。

あと、総合自給率にはカロリーベースと金額ベースがございます。それぞれの目標値の持つ意味を考慮して、TPPの影響を両指標の観点から評価していただきたいと思っております。そしてその目標を達成するための対策を今後、慎重に、かつ迅速に検討していただければと思っております。

○藤井委員 私も3月末に策定されました食料・農業・農村基本計画の審議に関わりましたので、その点から2つ意見を述べたいと思っております。

まず、もちろん基本計画というのはTPPの合意内容を踏まえたものではないですよね。政府はTPPの合意に向けて農家支援策を盛り込んだ補正予算の編成にも入ると聞いておりますけれども、農家には、この「基本計画の推進」と「TPP対策」という2つのメッセージが入ってくるわけですよね。これは非常にわかりにくいのではないかと思いますので、その点についてわかりやすくしてほしいということ。

それから、基本計画の策定の議論に参加して感じたのは、女性農業者への支援のことであります。基幹的農業従事者の四十数%、半数近くを女性農業者が占めているわけで、その人たちがどれだけ能力を発揮できるか、力を発揮できるかが強い農業の実現に不可欠だと思うんですね。基本計画では、女性農業者が能力を最大限に発揮できる環境の整備とうたって

ありますので、このところに注目していきたいと考えております。

○松本委員 今日資料と申しますか、中心議題といただきましたTPP問題について、今、大臣、農林水産省からも早々に、ちゃんと新しい対策を構築すると宣言なさっておられますので、そのあたりに関連して、思いつく意見と申しますか、感想を二、三述べさせていただきます。

今、各委員からもございましたけれども、私も今般の基本計画に携わらせていただいた経過があるものですから、思い起こしますと、ある意味ではこのTPP問題は考慮されていないという前提で作業してきた、これはもう明らかであります。そして経営形態とか10年の生産目標も政府として国民の皆さんに公表している。これは今回のTPPの大筋合意を見る限りにおいても大変幅広い作物にわたって、かつてないぐらい幅広い、関税に限りますけれども、対応しなければならんということになっていきますので、そうであれば、基本計画の目標等について幾ら対策を打っても、そのまま見通せるのかどうかなかなかわからないんですけれども、大丈夫だということであればそれで安心ですけれども、小麦だとかちょっと見ても、素人目に見ても何かそういう感じにならないのではないかという印象がしているので、このあたりは少しきちんとやっておかなければいかんということになります。

それから、今回この長丁場の交渉をされて、いろいろ条件も制約もあったわけでありましてけれども、何となく私どもにも来ておりますのは、これまでいろいろな数字がマスコミに出た。だけれども、政府は「これは誤報だ」とか「ミスリードだ」ということで来ていたんですね。しかしながら、開けてみたらかなり、何と申しますか、何か似たような数字で決着しているじゃないかという印象なんです。どうもそこが現場へ行きますと、何となくしっくり来ない気持ちが鬱積しているというのが素直なところだと思います。ですからこの不安と申すのを早く、政策的にも、説明いただいているというんですが、本当にそれを払拭していく努力をお願いしたいと思います。でないと将来の担い手に対しても、せっかく毎年、2万人の新しい若い方々に入ってもらおうと申しているいろいろな政策を組み立てているみたいでありますけれども、そういうものがなかなか、気持ち的にブレーキをかけてしまうことになっては大変なので、そういうこともぜひお願いしたいと思います。

それから試算の場合、すぐ関税撤廃から長くは10年20年と申しますか、そういう中長期のタームの政策をしていかなければいかんということで、行政当局は大変だろうと思うんですけれども、こういうときの試算というのはどのような形で、今、総括審議官からもあ



りましたけれども、長丁場だけに、最終的にはこういう影響が出るのではないかということが素直なんでしょうけれども、長いだけに一定の、中間スパンのところで、難しいかもしれないけれども、何か推計なりそういうものが出されると、こういう経営計画とかこういう戦略でやっていけるなどといったことにつながるのではないかという感じがいたします。

今般の内容決定に当たって政府も総理を先頭に、これは11カ国ですね。相手国もやはりいろいろ関税が下がるわけですから、これから攻めの体制で打って出よう、こういう大変気持ちのいいといいますか、心強いお話を総理も言われました。大変頑張らないかん、そういう前向きの姿にならないかん、それはそのとおりだと思います。

そのときに、関税だけではなくて、やはりいろいろ聞きますと、いわゆる非関税障壁です。先ほど消費・安全局長とか大澤審議官もおっしゃいましたけれども、今まで日本は攻めのほうにあまり重点を置いていなかったのも、あまりそういうところに関心といいますか、ちょっと迂闊だったけれども、これから攻めるときに、やはり関税以外のいろいろな、さっき一番最初に福島の問題がありましたけれども、これはTPP関係国とは関係ないかもしれませんが、似たような問題を多分抱えているんだと思うんですね。それは多分、一国の事業者とか農業経営者では何とも手が届かない。国家間の交渉関係といいますか、そういう世界だろうと思うので、ぜひそういうものをこの段階で一遍整理してみて、農林水産省として、攻めの対応をするに当たって相手の非関税障壁を一遍整理してみて、これを共通認識としてやっていく。

今までアメリカと何かいっぱい来て、私ども攻められてきたんですけれども、逆なことには一遍取りかからなければいかんときではないかということでもあります。

最後に、今、この段階ですからあれですが、マスコミでも、やはり次の対策を打つに当たってはばらまきになってはいかん、将来につなぐ政策を組み立てなければいかん、まさにそうだと思うんですね。それは正しいと思います。そのときに、例えばということによく引っぱりられるのがウルグアイ・ラウンドの6兆100億円ですよ。これがブラックになったという、そのフレーズでなっているんですけれども、そうであれば、あのとき本当に6兆100億の事業費が真水だったのか、結果的にどのぐらいの血税を使ったのか、そういうことを一遍、たしか途中でやられたことがあるのではないかと記憶しているのでありますが、いま一度思い起こして明らかにしておいて、それからスタートを切ることも国民に責任を負う立場ではないか、こんな感じがいたします。

○横田委員 横田です。秩父市の農業委員として10年お世話になっております。

私は中山間地の農業の現場を見てきまして、まず、強い農業、攻めの農業とおっしゃいますが、それをするのも人なんですね。生産をする農業者、担い手が育たなければ世界に打って出ることができません。

ただ、今回のTPPに関しては農業者、現場の人間は、自分たちには余り関係ないのかなと思っている方が非常に多いです。というのは強い農業、市場に出している方々が少ないということもあります。秩父の場合には観光農園が非常に多いわけですので、実際にそれを経験していない分だけ実感がわかないんだと思うんですね。ただ、農業者も含め、どんな職業でも人がつくり出すものと思っておりますので、また、外国から入ってくる野菜も何も、国内、消費者の皆さんは目を肥えさせなければいけないだろう、そういうふうになっております。

また、担い手をどういうふうにつくっていくか、現場は非常に大変な思いをしているわけですが、先ほど藤井委員がおっしゃったように、女性の農業者が非常に多くなっております。年金の上乗せで直売所に運ぶ生鮮野菜は女性が半分以上を占めておりますので、そういった小さな農業でも自給率は上げているということになるかと思えます。ただ強い農業と言って、本当に大きな、大規模の農業を中心に置いて物事を国が決めていくと、ついていけない部分がありまして、どうしたものかと振り回されてしまう部分がありますので、そこら辺のところは、ぜひとも中山間地も踏まえて議論していただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○生源寺審議会長 どうもありがとうございました。

随分貴重なご指摘をいただいたかと思えます。

実はかなり時間が押しておりますので、農林水産省からのコメントはできるだけ手短かにお願いします。

○食料産業局長 松本委員からの非関税障壁のお話、もっともでございます。前、基本計画が終わってから、農林水産物・食品輸出環境課題レポートというのをつくりまして、初めての試みとして国別あるいは品目別に、こういう植物検疫とか、あるいは放射性物質の問題、それから通関のときの問題点を整理しました。これは毎年出す予定でございますので、また後で委員の皆さんにお届けしたいと思えます。

○松本委員 ぜひPRしてください。

○農村振興局審議官 農村振興局でございます。

先ほど武内委員から、都市農業について貴重なご指摘をいただきました。複合的な役割もいろいろ考えるようにということで、現在、国土交通省と共同で研究会も設置しながら、基本計画の案の検討に向けていろいろやっております。この審議会でもまたご検討いただくこととなりますので、よろしくご指導をお願いいたします。

○総括審議官 中嶋委員からのご指摘につきましては、しっかりと踏まえたいと思っております。今後の国内農業への影響ですとか対策、そういったものも含めて基本計画との関係をよく検討してまいりたいと思っております。

また、松本委員から試算について中間スパンでという話もございましたが、ご案内のとおり、G T A Pにおける経済効果分析というのは中長期的な均衡状態での試算になってくるわけで、その中間地点でできるかどうか。一方で関税の引き下げが何年目に一律ということではなくて、品目別にも多種多様で、技術的にできるかどうかという問題もありますので、ご指摘は検討して結論を出していきたいと思っております。

UR対策について言及がありました。我々も同じでございます。UR対策で一部の事業について批判があったことも十分認識した上で、今回の政策大綱の取りまとめに向けて国民の理解を得るべく構築していきたいということについては委員と同じだと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○生源寺審議会長 他によろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様、どうもありがとうございました。

私からは、もう時間がございませんので申し上げることもないんですけども、やはりT P Pと基本計画、特に数値目標を設定しているものについての関係は、この審議会として非常に重い問題だと思います。これは基本計画もそうですけれども、酪肉近等の個々の、分野別のものについても齟齬がないかどうか、少し考えていく必要があるかと思っております。

それと影響評価につきましては、今、G T A Pモデルの話がありましたけれども、マクロ的な集計量としての評価ももちろん大事でありますけれども、恐らくいろいろな不安を払拭する、あるいは対策をとということになりますと、やはり品目別の評価も非常に大事だと思いますので、その点だけちょっと申し上げておきたいと思っております。

続きまして、資料6について事務局からご説明をいただきたいと思っております。

○政策課長 資料6をごらんください。

「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」の一部改正でございます。

政策審議会のもとに設置されている各部会の所掌事務につきましては、審議会決定である「部会の設置について」により定められておりますけれども、今回、その所掌事務等について一部改正を行いたいということでございます。

3点ございます。

1点目は、担い手経営安定法に係る所掌事務の変更でございます。従来、企画部会において処理しておりました担い手経営安定法に係る事務につきましては、今般、10月1日の組織改変により新たに政策統括官が設置され、水田・畑作農業政策を一元的に担う体制が整備されたことから、今後、食糧部会において処理したいと考えているところでございます。

2点目は都市農業の関係でございます。都市農業振興基本法に係る所掌事務の追加でございます。

本年4月22日に公布・施行された都市農業振興基本法に基づく事項の審議について、農村振興施策を扱う農業農村振興整備部会において処理することとしたいということでございます。

3点目は、今般の組織改変に伴い、各部会の庶務を行う課の名称の変更を行いたいということでございます。

○生源寺審議会議長 ただいま事務局から説明がありました「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」の一部改正について、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○生源寺審議会議長 それでは、原案どおり了承ということにいたしたいと思っております。

以上で本日の食料・農業・農村政策審議会は閉会といたします。

午前11時49分 閉会